

本町田地区・南成瀬地区 小学校整備等 P F I 事業 募集要項

2 0 2 4 年 1 月 15 日

2 0 2 4 年 3 月 4 日修正

2 0 2 4 年 6 月 1 4 日再公募

町田市

目次

第1 募集要項の定義	1
第2 事業概要	2
1. 事業概要	2
(1) 事業名称	2
(2) 公共施設等の管理者等の名称	2
(3) 事業方法	2
(4) 本事業の目的及び基本理念	2
(5) 本施設の概要	7
(6) 事業期間	7
(7) 事業スケジュール	7
(8) 業務範囲	8
(9) 事業者の収入	9
(10) 光熱水費の負担	9
(11) その他の費用の負担	10
(12) 遵守すべき法令等	10
(13) 事業期間終了時の措置	10
(14) 情報提供	10
第3 事業者の提案参加に関する事項	11
1. 応募者の備えるべき参加資格要件	11
(1) 応募者の参加資格要件等	11
(2) 応募者の資格要件	11
(3) 応募者の制限	13
(4) 参加資格確認基準日	15
第4 事業者の募集及び選定に関する事項	16
1. 事業者選定に関する基本的事項	16
(1) 選定の方法	16
(2) 市内事業者の受注機会の増大	16
(3) 提案上限額	16
(4) 審査の方法	16
(5) 選定委員会の設置と評価	17
2. 事業者の募集及び選定のスケジュール	17

3.	応募手続等に関する事項	17
(1)	資料の貸出	17
(2)	現地見学会の開催	18
(3)	募集要項等に関する質問及び意見の受付、回答公表	18
(4)	募集要項等の変更	19
(5)	参加表明書、参加資格確認書類の提出	19
(6)	対話の実施	19
(7)	事業提案書の提出	20
4.	応募に当たっての注意事項	20
第5	事業提案書の審査等に関する事項	22
1.	事業提案書の審査	22
2.	優先交渉権者及び次点候補者の決定	22
3.	審査結果及び評価の公表	22
第6	契約等に関する事項	23
1.	基本協定の締結	23
2.	S P Cの設立等に関する要件	23
3.	事業契約の締結	23
4.	契約保証金	24
5.	事業契約書作成費用	24
第7	その他	25
1.	金融機関と本市の協議（直接協定）	25
2.	書類提出先・問合せ先	25

第 1 募集要項の定義

この「本町田地区・南成瀬地区 小学校整備等 P F I 事業 募集要項」（以下「募集要項」という。）は、町田市（以下「市」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づき、2024 年 1 月 15 日に特定事業として選定した、「本町田地区・南成瀬地区 小学校整備等 P F I 事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の募集及び選定を行うに当たり、本事業への参加希望者を対象に 2024 年 1 月 15 日に公表したが、優先交渉権者の選定及び決定に至らなかったため、本事業を実施する民間事業者を再募集するために公表するものである。

本募集要項と合わせて公表する下記の別添書類は、本募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）とする。

- 別添書類 1 要求水準書
- 別添書類 2 事業者選定基準
- 別添書類 3 様式集
- 別添書類 4 事業契約書（案）
- 別添書類 5 基本協定書（案）

本事業の基本的な考え方は、2023 年 8 月 21 日に公表した実施方針等と同様であるが、本事業の条件等は、実施方針等に関する質問・意見への回答を反映している。募集要項等と実施方針等及び実施方針等に関する質問・意見への回答に相違がある場合は、募集要項等に規定する内容を優先するものとする。また、募集要項等に記載がない事項は、実施方針等に関する質問・意見への回答及び募集要項等に関する質問・意見への回答によることとする。

第2 事業概要

1. 事業概要

(1) 事業名称

本町田地区・南成瀬地区 小学校整備等 P F I 事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

町田市長 石阪 丈一

(3) 事業方法

本事業は PFI 法に基づき、民間事業者（以下「事業者」とする。）が本町田地区及び南成瀬地区に新たに建設する小学校（以下「本施設」という。）の設計・建設業務を行い、市に本施設の所有権を移転した後、事業終了までの期間、維持管理業務及び運営業務を実施する、BT0（Build-Transfer-Operate）方式とする。

(4) 本事業の目的及び基本理念

町田市（以下「市」という。）教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、1996 年 11 月 21 日に町田市立学校適正規模適正配置審議会（以下「1996 年審議会」という。）を設置した。1996 年審議会では少子化の進行などの状況を踏まえ、子どもたち一人ひとりが豊かな個性を育み、自立できるよう、より良い教育環境の実現に向けて、1 学年あたりの学級数など、学校間の規模の格差がもたらす学校教育上、学校運営上の諸問題を是正することが重要であるとの認識のもと、1998 年 12 月 24 日に答申を出した。

教育委員会では、この答申に基づいて 44 校あった小学校を 39 校に統廃合し、中学校 1 校を閉校した。その一方で、2000 年代に入ってからの大規模開発により、市内の特定の地域において人口が急増したことで、小学校を 3 校、中学校を 1 校開校している。

しかし、その後も少子化は進行し、町田市立学校の児童（小学校の子ども）数は 2010 年度、生徒（中学校の子ども）数は 2016 年度をピークに減少に転じ、教育委員会が 2018 年度に行った推計では、2019 年度に比べて 2040 年度までには児童数が約 30%、生徒数が約 33%減少することが見込まれた。

また、現在の町田市立学校全 62 校（小学校 42 校、中学校 20 校）のうち、2044 年度までに 55 校の校舎が鉄筋コンクリート造の耐用年数とされている築 60 年を迎える状況となっている。

このような状況に対応するため、教育委員会は、2019 年 8 月 27 日に改めて設置した町田市立学校適正規模・適正配置審議会（以下「2019 年審議会」という。）に対し、町田市の教育目標である「夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てる」の実現を基本的視点に据え、町田市立学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するために「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」について諮問した。

2019 年審議会では、調査審議の視点として、「町田の未来の子どもたち」の立場に立ち、学校統合を目的とするのではなくソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくるための手段として必要な議論である、という認識に立つとともに、保護者や市民、教員の意見を反映させるために、審議に先立ち教育委員会で実施したアンケート調査の結果を尊重して審議を行った。

適正規模については「1 学年あたりの望ましい学級数」と定義し、小規模校、大規模校それぞれのメリット・デメリット及びその対策の可否について確認しながら審議を行った。

適正配置については、通学時間、通学距離の許容範囲や安全な通学環境について調査審議するとともに、町田市立学校は地域住民による児童の登下校の見守りや、学校活動の多くの場面で地域住民に様々なボランティアをお願いしていることなどを通じて、地域に支えられながら運営していることを確認するとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指して、学校と地域がより連携・協働して教育活動を推進していくために各学校に設置する「学校運営協議会」の意見を学校運営に反映させる「コミュニティ・スクール」を導入することから、「地域とともにある学校づくり」がさらに重要になるため、「地域コミュニティの関係への配慮」も重要であると確認した。

2019 年審議会はこのような調査審議を経て教育委員会へ答申を行い、この答申を踏まえ、教育委員会では 2020 年 3 月 2 日に「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方（以下「基本的な考え方」という。）」を決定した。

町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方（抜粋）

1. 基本的な考え方の視点

児童生徒数の減少と学校施設の老朽化が進行する 10 年後、20 年後に町田に生まれ育つ未来の子どもたちの立場に立って、ソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくる。

2. 適正規模（1 学年あたりの望ましい学級数）の基本的な考え方

（1）小学校

1 学年あたり 3 学級から 4 学級（1 校あたり 18 学級から 24 学級）

（2）中学校

1 学年あたり 4 学級から 6 学級（1 校あたり 12 学級から 18 学級）

つくる。

3. 適正配置の基本的な考え方

（1）通学時間及び通学距離（小中学校共通）

①通学時間の許容範囲・・・おおむね 30 分程度を目安

②通学距離の許容範囲・・・徒歩でおおむね 2 k m 程度を目安

（2）安全な通学環境について

（3）地域社会との関係について

町田市立学校は様々な地域コミュニティに支えられ運営していることから、地域コミュニティにおける様々な活動との関係にも可能な限り配慮する。

(4) 小・中学校区の整合について

(5) 通学区域内における学校の位置について

この基本的な考え方に基づき、新たな通学区域の設定や新たな学校施設整備など、町田市立学校の「新たな学校づくり」を推進するため、教育委員会は2020年5月11日に「まちだの新たな学校づくり審議会（以下「審議会」という。）を設置し、「町田市新たな学校づくり推進計画」の策定について諮問した。

推進計画は、主として適正規模・適正配置を契機とした新たな学校づくりを推進するための「町田市立学校の新たな通学区域」と、学校統合時などにおいて建替えを行う際の学校施設整備の基本理念及び基本方針等を表す「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」で構成されるため、これらの内容についてより丁寧な審議を行うために、審議会の検討部会として「町田市立学校の新たな通学区域のあり方検討部会」と「町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会」を設置して審議を行った。

また、審議会では保護者や市民の意見を把握してより丁寧な調査審議を行うため、「町田市立学校の新たな通学区域（アンケート調査案）」を作成し、新たな通学区域のあり方と新たな学校施設整備のあり方について、アンケート調査と意見募集を実施し、その結果をもとに審議を行うという前例のない方法で調査審議が行われ、小学校を42校から26校、中学校を20校から15校とする新たな通学区域案が取りまとめられた。

また、「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」の調査審議では、ICTを活用した教育活動が進展する将来において、「学校に通学して学ぶ意味」を踏まえた新たな学校施設のあり方を中心に調査審議が行われ、協働的な学習や学校生活を通じて、思考力・判断力・表現力や社会性・人間関係を形成する力を育むことができる環境づくりを重視した内容が取りまとめられた。「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」では、この他に学校施設を放課後活動の拠点としても、市民活動の拠点としても整備することを目的に、以下の3つの基本理念からなる「町田市立学校施設整備の基本理念」を定めている。

町田市立学校施設整備の基本理念（抜粋）

(1) 教育環境・生活環境づくりの基本理念

学校は、社会において思考力・判断力・表現力や、社会性・人間関係を形成する力を育む場の中で児童・生徒にとって最も重要な場所であることから、安心して学校生活を送ることができる環境を基盤として、協働的な学習や学校生活におけるコミュニケーションを促進することができる環境を整備する。

(2) 放課後活動の拠点づくりの基本理念

放課後における児童・生徒の居場所の一つとして、安心して様々な活動を行うことができる環境を整備する。

(3) 市民生活の拠点づくりの基本理念

地域と学校が連携・協働するためのスペースの確保や、学校施設のさらなる地域開放などによって、多様な人々が学校につどい、教育活動・放課後活動などを通じた連携・協働や、スポーツ・生涯学習・地域活動その他の市民活動を通じて、市民が交流し活動する愛着ある地域拠点となるような環境を整備する。

また、地域の防災拠点として災害時の対応を円滑に行うことができる環境を整備する。

これらの諮問事項の調査審議は、2021 年 3 月 26 日までの間に、審議会 13 回、2 つの検討部会で計 12 回にわたって行われ、2021 年 4 月 16 日に教育委員会へ答申された。

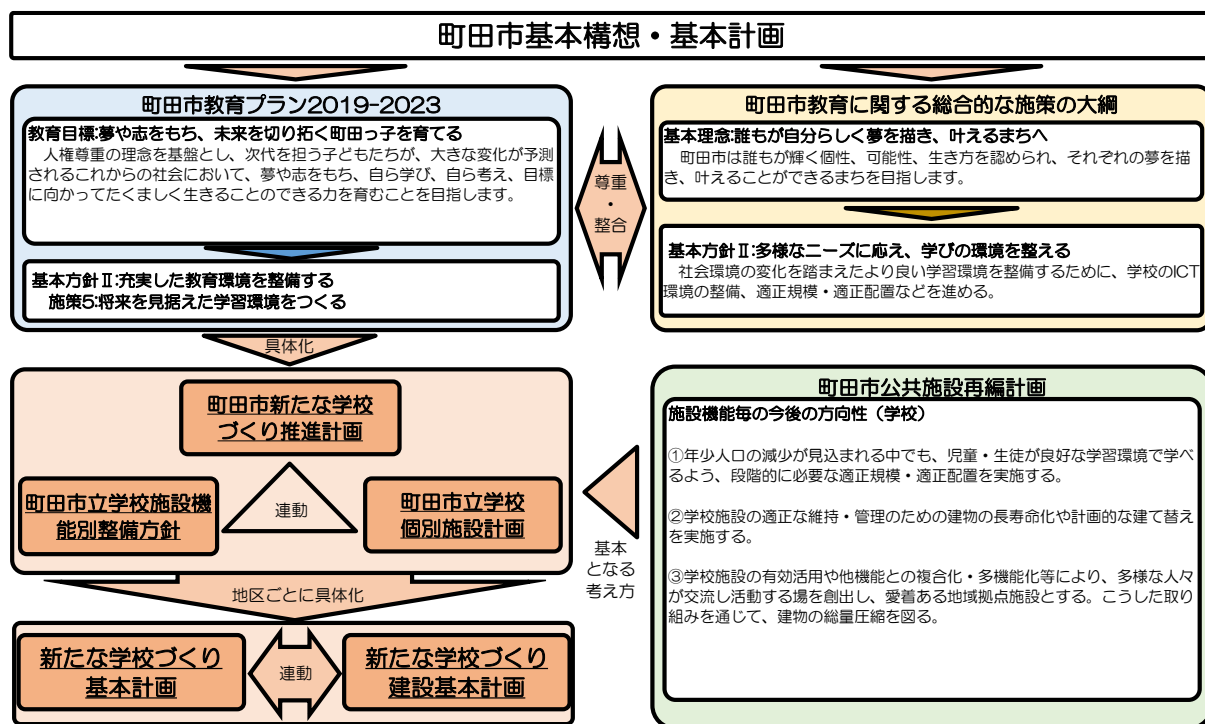
教育委員会ではこの答申を踏まえ、児童数・生徒数の減少や学校施設の老朽化といった町田市立学校を取り巻く環境変化に柔軟に対応しながら、町田に生まれ育つ未来の子どもたちが夢や志をもち、未来を切り拓くために必要な資質・能力を育むことができる環境づくりを推進するため、「町田市新たな学校づくり推進計画」（以下「推進計画」という。）を 2021 年 5 月に策定した。

また、推進計画で定める「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」を具体化するために、普通教室や特別教室といった機能別に室数、面積、配置等の新たな学校づくりに求める機能をまとめた「町田市立学校 施設機能別整備方針」（以下「整備方針」という。）を推進計画と同時に策定した。

その後、推進計画及び整備方針等の趣旨を踏まえながら、新たな学校づくりに関する取組を着実に推進するため、統合対象校の保護者、地域の方、教職員の代表で構成する「新たな学校づくり基本計画検討会（以下「検討会」という。）」を各地区に設置し、それぞれの地区の新たな学校づくりに関する様々な課題について具体的な検討を行った。

教育委員会では、2023 年 1 月に検討会における検討結果の報告を受け、引き続き新たな学校づくりに関する取組を着実に推進するため、それぞれの地区の「新たな学校づくり基本計画（以下「基本計画」という。）」を 2023 年 3 月に策定した。

■各計画等の関連図



■本事業で実現したい6つの教育目標（基本計画より）



基本計画では、整備方針に掲げる基本理念・基本方針やその他安全性、環境負荷軽減等について、それぞれの学校建設地の条件及び地域性や統合対象校の特色を踏まえながら、検討会等で募集した新しく建設する小学校の施設整備に対する意見等をもとに、「施設整備コンセプト」を策定している。

この「施設整備コンセプト」を共有し、推進計画や整備方針といった上位計画に基づき、新しく建設する小学校の基本的な施設整備の方針を定める「新たな学校づくり建設基本計画（以下「建設計画」という。）」を基本計画と同時にそれぞれの地区で策定した。

本事業は、上記のとおりこれまで市が様々な立場の方々と検討を積み重ねて策定した諸計画の理念を踏まえ、市内全域で2040年までの期間をかけて計画的に実施する「新たな学校づくり」のうち、最初に新校舎の建設等を行う本町田地区・南成瀬地区の新たな小学校について、事業者の持つ創意工夫を活かした施設整備を行い、新校舎完成後の維持管理、運営等の業務を効率的、効果的に実施するとともに、今後続く各地区の「新たな学校づくり」のリーディングケースとすることを目的としている。

(5) 本施設の概要

1) 本町田地区新設小学校（現本町田東小学校の敷地）

所在地		町田市本町田 3350 番地			
校地面積		16,771 m ²			
現在	運動場面積	7,314 m ²	建替え後 想定	運動場面積	約 5,000 m ²
	延床面積	6,759 m ²		延床面積	約 11, 000 <u>12,000</u> <u>800</u> m ²
区域区分		市街化区域			
用途地域		第一種中高層住居専用地域			
建蔽率		50%			
容積率		100%			
防火・準防火地域		準防火地域			
高度地区		31m第二種高度地区			
日影規制		3 H, 2 H, 4 m			
地区計画		指定なし			
都市施設		一団地の住宅施設			
前面道路幅員		8 m			
敷地図		町田市本町田地区小学校 新たな学校づくり建設基本計画 8 ページ 第 2 章 学校建設地の現状 2-1 学校建設地の概要 (2) 敷地案内図 参照			

2) 南成瀬地区新設小学校（現南第二小学校の敷地）

所在地		町田市成瀬七丁目 11 番 1 号			
校地面積		16,500 m ²			
現在	運動場面積	8,720 m ²	建替え後 想定	運動場面積	約 5,000 m ²
	延床面積	7,207 m ²		延床面積	約 10, 000 <u>11,000</u> <u>600</u> m ²
区域区分		市街化区域			
用途地域		第一種中高層住居専用地域			
建蔽率		50%			
容積率		150%			
防火・準防火地域		準防火地域			
高度地区		31m第二種高度地区			
日影規制		3 H, 2 H, 4 m			
地区計画		指定なし			
都市施設		指定なし			
前面道路幅員		11m			
敷地図		町田市南成瀬地区小学校 新たな学校づくり建設基本計画 8 ページ 第 2 章 学校建設地の現状 22-1 学校建設地の概要 (2) 敷地案内図 参照			

(6) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約（本契約）締結の日（2024 年 9 月を予定）から 2043 年 3 月までの約 19 年間とする。なお、本施設の供用開始時期は 2028 年 4 月であるため、引き渡し時期は 2028 年 2 月末とする。

(7) 事業スケジュール

事業期間（予定）

日程（予定）	内容
2024 年 9 月	事業契約締結（本契約）
2024 年 10 月～2026 年 3 月	設計期間
2025 年 6 月～2028 年 2 月	解体・建設期間
2028 年 2 月末日	引き渡し
2028 年 3 月～2043 年 3 月	維持管理期間
2028 年 4 月	供用開始
2028 年 4 月～2043 年 3 月	運営期間（2028 年 3 月から準備業務あり）

以下、新校舎使用開始までの参考スケジュールである。

【本町田地区】

（年度）

対象	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	工事中の使用校舎及び統合時期
本町田東小		既存校舎	新校舎建設			☆新校舎使用		【2025年度】 ・本町田東小と本町田小が閉校し、統合新設校が開校 ・工事期間中は本町田小の既存校舎を使用します。 【2028年度】 ・町三小が閉校し、統合新設校と統合 ・新校舎完成に合わせて新校舎に引越し
本町田小		既存校舎	仮校舎（既存校舎）					
町三小			既存校舎					

【南成瀬地区】

（年度）

対象	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	工事中の使用校舎及び統合時期
南二小		既存校舎	新校舎建設			☆新校舎使用		【2025年度】 ・南二小と南成瀬小が閉校し、統合新設校が開校 ・工事期間中は南成瀬小の既存校舎及び増築するプレハブ校舎を仮校舎として使用します。 ・南成瀬小に建設する仮校舎（増築校舎）は、3教室程度の大きさで算数少人数教室及び学童保育クラブ等での使用を想定しています。 【2028年度】 ・新校舎完成に合わせて新校舎に引越し
南成瀬小		既存校舎	仮校舎（既存校舎）					
		仮校舎建設	仮校舎（増築校舎）					

(8) 業務範囲

本事業は、PFI 法に基づき、本施設における以下の業務を行うことを、事業の範囲とする。

1) 設計業務

- ア 事前調査業務（地盤調査、測量調査、現況インフラ調査、周辺家屋影響調査、電波障害調査他）
- イ 基本設計業務
- ウ 実施設計業務
- エ 各種申請業務

2) 建設業務

- ア 事後調査業務（測量調査、周辺家屋等影響調査、補償計算他）
- イ 建設業務
- ウ 什器・備品等設置業務
- エ 近隣対応・対策業務
- オ 施設引渡し業務（所有権設定に関する業務を含む）

3) 工事監理業務

ア 解体・建設工事監理業務

イ 各種申請等業務

4) 解体業務

ア 解体・撤去・移設にかかる事前調査業務

イ 解体・撤去・移設にかかる設計業務

ウ 解体・撤去・移設工事業務

エ 各種申請等業務

5) 維持管理業務

ア 建築物保守管理業務

イ 建築設備保守管理業務

ウ 修繕・更新業務

エ 用務業務

オ 備品等の保守管理業務

カ 外構施設保守管理業務

キ 清掃業務

ク 植栽維持管理業務

ケ 警備業務

コ 環境衛生管理業務

6) 運營業務

ア 学校給食調理業務

イ 学校施設活用業務

ウ 児童への放課後活動の提供業務

エ ラーニングセンター運營業務

(9) 事業者の収入

市は、本件整備・運營業務に関する対価として、事業者の提案を基に決定した金額を、市と事業者が締結する事業契約に定めるところに従って、事業者に支払うものとする。詳細は「別添書類 4 事業契約書（案）」を参照すること。

1) 建設の対価

市は、施設整備費用に相当する対価のうち、「別添書類 4 事業契約書（案）」に定める一定額（補助金等や地方債の対象となる事業費の額等）を、建設期間終了後速やかに支払い、その残額を運営・維持管理期間中において均等に支払うものとする。

2) 維持管理・運営の対価

市は、本施設の引き渡し後から事業期間終了日までの間（維持管理・運営期間）において、事業者が実施する維持管理・運營業務に要する費用に相当する対価を均等に支払うものとする。

(10) 光熱水費の負担

本施設の引き渡し後より開始する維持管理及び運営業務の実施に係る光熱水費は、市が負担する。詳細については、「別添書類 4 事業契約書（案）」を参照すること。なお、本事業は、環境負荷低減に寄与する事業とするため、可能な限り光熱水費の削減を図るように業務を実施すること。

(11) その他の費用の負担

本業務の実施に係る費用、各種申請および手続きに係る費用など、本事業において発生する一切の費用については、市が負担する旨を明記して無い場合、事業者が負担すること。

(12) 遵守すべき法令等

市及び事業者は、本事業の実施に当たっては、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府告示第 11 号。平成 27 年一部改正。）並びに地方自治法のほか、「別添書類 1 要求水準書」に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準についても、常に最新のものを参照し、遵守すること。

(13) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了後に、事業者は本施設を「別添書類 1 要求水準書」に示す良好な状態で引き渡すこと。

(14) 情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、町田市ホームページにおいて行う。

町田市ホームページにおける本事業に係る掲載ページ

https://www.city.machida.tokyo.jp/kodomo/kyoiku/keikakutou/kibohaiti/gakko-togo-kaichiku/new_school_project_maintenance/20230612143239063.html

第3 事業者の提案参加に関する事項

1. 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の参加資格要件等

応募者は、「第2 1. (8) 業務範囲」に掲げる業務を実施することを予定する複数の者で構成されるグループとする。応募者を構成する者の全部又は一部は、基本協定の締結後に会社法に定められる株式会社として設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資を行うこととする。（以下、応募者を構成する企業のうち、SPCに出資を予定し、SPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「構成企業」といい、構成企業以外の者で、SPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「協力企業」という。）

応募者は、次の要件を満たすこと。

- ① 構成企業の中から応募者の代表となる者（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。
- ② 応募者を構成する者それぞれが、代表企業・構成企業・協力企業のいずれの立場であるか、また、「第2 1. (8) 業務範囲」に掲げる業務のいずれかに携わるかを参加表明書提出時に明らかにすること。
- ③ 参加表明書により参加の意思を表明した構成企業及び協力企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、代表企業を除く企業の変更について、市と協議を行うことを妨げない。
- ④ 応募者の構成企業及び協力企業は、他の応募者の構成企業及び他の応募者の協力企業にはなることはできない。ただし、運営業務に当たる者が当該業務のみを実施する協力企業である場合は、他の応募者の協力企業になることを妨げない。
- ⑤ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(2) 応募者の資格要件

応募者の構成企業及び協力企業は、本事業において行う業務について、次の資格要件を満たすこと。本項目に記載のない業務を行う構成企業及び協力企業は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があること。

なお、複数の業務についての要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができることとする。ただし、工事監理業務を行う者と建設業務を行う者とは、同一の者であってはならない。

1) 設計業務を行う者

設計業務を単独で行う者は、次に掲げる①～⑤の要件を全て満たす者であること。なお、設計業務を複数の者で実施する場合は、以下に示す①及び②の要件については、設計業務を行う全ての者が満たすこととし、③～⑤の要件は、少なくとも1社が満たすこと。

- ① 参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があり、申請業種が「建築設計」であること。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ③ 2013 年以降において、公立小中学校施設に係る新築又は 2,000 m²以上の増築の基本設計業務及び実施設計業務の経験を有すること。
- ④ 配置技術者は、参加表明書提出の日以前から設計者と直接的雇用関係にあり、一級建築士の資格を有する者を管理技術者として配置できること。
- ⑤ 一般社団法人環境共創イニシアチブの ZEB プランナーの登録をしていること。

2) 建設業務を行う者

建設業務を単独で行う者は、次に掲げる①～④の要件を全て満たす者であること。なお、建設業務を複数の者で実施する場合は、以下に示す①の要件については、建設業務を行う全ての者が満たすこととし、②～④の要件は、少なくとも 1 社が満たすこと。

- ① 参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があり、申請業種が「建築工事」であること。
- ② 参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて建築一式工事の総合点数が 1,150 点以上であること。
- ③ 2013 年以降において、学校施設に係る建設業務（改修業務を含む。）の経験を有すること。
- ④ 配置技術者は、参加表明書提出の日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係にある者を監理技術者として配置できること。

3) 工事監理業務を行う者

工事監理業務を単独で行う者は、次に掲げる①～④の要件を全て満たす者であること。なお、工事監理業務を複数の者で実施する場合は、以下に示す①及び②の要件については、工事監理業務を行う全ての者が満たすこととし、③及び④の要件は、少なくとも 1 社が満たすこと。

- ① 参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があり、申請業種が「建築設計」であること。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ③ 2013 年以降において、学校施設に係る工事監理業務の経験を有すること。
- ④ 配置技術者は、参加表明書提出の日以前から工事監理者と直接的雇用関係にあり、一級建築士の資格を有する者を管理技術者として配置できること。

4) 維持管理業務を行う者

参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があること。

その他、維持管理業務の実施にあたり必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。

5) 運営業務を行う者

運営業務を行う全ての者は、参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があること。また、担当する運営業務に必要な資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。

運営業務のうち、特に求める条件がある業務を以下に示す。

ア 学校給食調理業務を行う者

- ① 2018 年 4 月 1 日から参加表明書の受付締切日までの間に、1 回 1,000 食以上を提供する学校給食センター又は調理施設を有する小中学校において、集団給食業務の運営能力を有していること。
- ② HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。なお、「HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、HACCP 認証取得施設、ISO 22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の運営実績、ドライシステムの学校給食施設の運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、又は HACCP に関する審査員資格等を有する者を従事させることをいう。
- ③ 学校給食センター又は調理施設を有する小中学校における調理業務において、調理責任者としての経験が 5 年以上で、かつ、管理栄養士、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を、調理責任者として、当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として 1 名以上配置できること。

イ 調理設備等調達業務を行う者（業務内容は「別添書類 1 要求水準書」の「第 2 施設整備」に記載）

- ① 参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があり、申請業種が「家電・カメラ・厨房機器等」であること。
- ② 2018 年 4 月 1 日から参加表明書の受付締切日までの間に、1 回 1,000 食以上を提供する学校給食センター又は調理施設を有する小中学校における調理設備等の調達業務の実績を有していること。

ウ 学校施設活用業務を行う者

学校施設活用業務において、スポーツ指導等を行う場合は、体育施設又はこれに類する施設における運営業務の実績を有する法人又はその他の団体とすること。個人の応募はできない。なお、スポーツ指導等を複数の者で実施する場合は、上記の実績を有する法人又はその他の団体が少なくとも 1 社含まれていること。

(3) 応募者の制限

次に該当する者は、応募者の構成企業及び協力企業となれないものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ③ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止

命令を受けている者。

- ④ 町田市入札参加資格停止措置要綱（昭和 62 年 5 月 1 日適用）による入札参加資格停止措置又は町田市契約における暴力団排除措置要綱（平成 21 年 12 月 1 日施行）による入札参加資格停止措置期間中の者。
- ⑤ 市が本事業について、アドバイザー業務を委託した（株）日本経済研究所並びに（株）日本経済研究所が本アドバイザー業務において提携関係にある（株）サトウファシリティーズコンサルタンツ、長島・大野・常松法律事務所もしくは審査委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。
 なお、「資本面において関連がある者」とは、上記企業の発行済（普通）株式数の 100 分の 50 以上の株式を有し、若しくは上記団体の出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者又は当該企業、団体もしくは委員によってその発行済（普通）株式数若しくは出資総額の 100 の 50 以上を保有されている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、上記企業もしくは団体の代表権を有する役員又は委員がその代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
- ⑥ 最近 1 年間の公租公課を滞納している者。
- ⑦ 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき再生手続き開始の申し立てを受けたとき、手形又は小切手は不渡りになったとき等）である者。
- ⑧ 手形交換所による取引停止処分を受けている又はこれに準ずる財産状態である者。
- ⑨ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされた者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされた者又はこれに類似する倒産手続の申立てがなされた者（ただし、会社更生手続又は民事再生手続開始の決定を受けた後に審査を受けて参加資格を有する者を除きます。）
- ⑩ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定するもの。以下同じ。）
- ⑪ 暴力団員等（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜して不法行為を行う者又は団体、その他不当要求等の反社会的活動を行う者又は団体およびその統制の下にある者
- ⑫ 役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者が暴力団の構成員等である者
- ⑬ PFI 法第 9 条に定める欠格事由に該当する者
- ⑭ 審査会の審査委員及び審査委員が所属する団体等から、本事業に係る助言等を受けている者
- ⑮ 募集要項等の公表後、優先交渉権者の決定までの間、本事業に関して、担当事務局へ事務的な連絡（書類提出に係る事前連絡、法令の確認等）を除き、市の事前の承諾なく、市の担当事務局、本件に係るアドバイザー及び選定委員会の委員と接触した者

(4) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書及び参加資格審査に必要な書類を受付した日とする。

参加資格確認基準日から事業契約締結日までの間に、応募者の代表企業、構成企業、協力企業のいずれかが参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として当該応募者は参加資格を喪失するものとする。ただし、参加資格確認基準日から提案書提出までの間に、構成企業又は協力企業が参加資格要件を喪失した場合においては、次の場合に限り、提案書の受付を認める。なお、この項目でいう「構成企業」とは、代表企業を除いた構成企業を指す。

- ① 応募者が、参加資格要件を欠いた構成企業又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成企業又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が参加資格等を確認し、これを認めたとき。
- ② 構成企業は協力企業が複数である応募者の場合で、参加資格要件を欠いた構成企業又は協力企業を除く構成企業及び協力企業ですべての参加資格等を満たすことを市が認めたとき。

また、提案書提出から事業契約締結日までの間に、代表企業、構成企業、協力企業のいずれかが参加資格要件を喪失した場合においては、原則として、当該応募者は失格となる。このとき、優先交渉権者となった応募者が失格となった場合は、次点候補者を繰り上げる。

ただし、構成企業又は協力企業が参加資格要件を喪失した場合においては、次の場合に限り、当該応募者の参加資格、優先交渉権者又は次点候補者としての地位を引き続き有効なものとして取り扱うこととする。

- ① 当該応募者が、参加資格要件を欠いた構成企業又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成企業又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が参加資格の確認及び設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成企業又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業又は協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。
- ② 構成企業又は協力企業が複数である応募者の場合で、参加資格要件を欠いた構成企業又は協力企業を除く構成企業及び協力企業で、すべての参加資格等を満たし、かつ、設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

第4 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者選定に関する基本的事項

(1) 選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、公募型プロポーザル方式によるものとする。

本事業では、土地利用や施設配置の最適化を図り、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められるとともに、推進計画に基づき施設整備を行う最初の小学校であり、特に新校舎使用開始時期の厳守がもとめられることから、PFI 事業に関する市の財政負担額、提案されるサービス内容をはじめ、事業実施体制の整備状況や、設計内容、建設能力、資金調達能力及び地域経済貢献（市内事業者と連携した事業実施や、建設、調達、維持管理及び運営における市内経済への好影響の有無等）等を総合的に評価する。

(2) 市内事業者の受注機会の増大

市は、町田市産業振興基本条例第4条第5項に基づき、市内事業者が本事業の業務を受注する機会の増大に努めるため、本事業に参加を希望する市内事業者を広く募集し、参加を希望する市内事業者に関する情報（事業者名、連絡先、参画希望業務等）の登録を受け付け、その情報を「参加希望市内事業者リスト」として公開することにより、市内事業者を含んだ応募者構成とすることや、本事業契約を締結した事業者が契約後に市内事業者と連携して本事業を推進することを促している。

事業者の選定にあたっては、応募者に市内事業者とどのように連携して事業を推進するかについて提案書に記載を求めその内容を評価する。なお、連携する市内事業者は参加希望市内事業者リストに掲載された事業者に限らない。

(3) 提案上限額

応募にあたっては、下記の提案上限額の範囲内で提案価格を算出すること。提案額が本金額を上回る場合は提案の内容によらず失格とする。

~~なお、本事業契約は、令和6年（2024年）第1回町田市議会定例会における2024年度当初予算の可決を条件として実施する。否決された場合は、契約を締結できない。~~

~~—24,831,284,000~~28,039,555,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 審査の方法

審査は、資格審査（第一次審査）と提案審査（第二次審査）の二段階で実施する。詳細は「別添書類2 事業者選定基準」を参照すること。

1) 資格審査（第一次審査）

応募者の備えるべき参加資格要件の具備の有無を審査する。

2) 提案審査（第二次審査）

応募者の提案が「別添書類 1 要求水準書」等で求める内容を充足しているか、より優れた提案があるか等を、事業計画、設計・建設・工事監理計画、維持管理計画、運営計画、資金計画等の総合的な提案内容を審査する。

(5) 選定委員会の設置と評価

市は、審査にかかる公平性、透明性及び客観性を確保するため、学識経験者・市職員等から構成する「本町田地区・南成瀬地区 小学校整備等 P F I 事業 選定基準検討・事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、「別添書類 2 事業者選定基準」に従って事業提案書の審査及び評価を行い、審査結果を基に市が優先交渉権者及び次点候補者を決定する。当該優先交渉権者（優先交渉権者との協議が決裂した場合には次点候補者。以下同じ。）が設立した SPC を優先交渉権者として、事業契約書（案）に基づき契約手続を行う。

なお、応募者が、優先交渉権者決定前までに、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として、選定委員会の委員に対し接触等の働きかけを行った場合は、当該応募者を失格とする。

2. 事業者の募集及び選定のスケジュール

事業者の募集・選定スケジュール(予定)は、次のとおりとする。

日程（予定）	内容
2024 年 6-1 月 1415 日	募集要項等の公募資料の公表
2024 年 1 月 20 日	第 2 回現地見学会の開催
2024 年 6-1 月 1422 日～ 6-1 月 21129 日	募集要項等に関する 第 1 回 質問・意見受付
2024 年 6-2 月 中旬～下旬上旬	募集要項等に関する 第 1 回 質問回答公表
2024 年 2 月 13 日～2 月 19 日	募集要項等に関する第 2 回質問・意見受付
2024 年 3 月上旬	募集要項等に関する第 2 回質問回答公表
2024 年 7-3 月 511 日	参加表明書、参加資格確認書類、 対話 の受付期限
2024 年 7-3 月 中上中旬	資格審査結果の通知
2024 年 3 月 26 日～3 月 29 日	対話の実施
2024 年 8-5 月 210 日	事業提案書の受付期限
事業提案書を受け付けた日 ～2024 年 8-6 月 下中旬	事業提案書の審査
2024 年 8-6 月 中旬～下旬	事業提案書のプレゼンテーション審査 ※日程は後日応募者に通知する予定
2024 年 8-6 月下旬	優先交渉権者の決定・公表
2024 年 9-7 月上旬～ 中旬	基本協定の締結
2024 年 9-8 月 中上旬	事業契約の仮契約の締結
2024 年 9 月 中	事業契約の本契約の締結

3. 応募手続等に関する事項

(1) 資料の貸出

要求水準書の別紙のうち、「別紙5 既存施設竣工図」「別紙6 2022 年度アスベスト調査結果報告書」「別紙7 既存樹木伐採図」「別紙8 既存設備箇所図及び仕様」については、次の方法で貸出等を行う。

貸出期間	2024 年 6-1 月 17 16 日（ 月 火）～ 7-2 月 4 29 日（木） 17 時必着
形式	・ CD-ROM 又は DVD を媒体とするデータ一式 ・ データの複写若しくは複製について認める。ただし、複写物若しくは複製物は返却、破棄、消去することを前提として、厳重に取り扱うこと。
申込・受取・返却方法	・ 閲覧資料貸出申込書（別紙1）に必要事項を記入、押印（様式1-1 のみ）のうえ、下記申込先に郵送又は持参すること。 ・ 受取の際は下記申込先の窓口に来庁し受領すること。 ・ 貸出後、1 週間をめどに返却すること。返却の際は下記申込先に持参すること。 ・ 様式1-2 を提出する際は、必要事項を記入、押印のうえ、下記申込先に持参すること。
申込先	町田市教育委員会学校教育部 新たな学校づくり推進課 〒194-8520 町田市森野二丁目2番22号 電話番号：042-785-5471

(2) 現地見学会の開催

現地見学会を次のとおり開催する。現地見学会に参加する事業者は、次のとおり事前申込を行うこと。

開催日時・場所	2024 年 1 月 20 日（土） 10 時 30 分～11 時 30 分（町田市立本町田東小学校） 2024 年 1 月 20 日（土） 14 時 00 分～15 時 00 分（町田市立南第二小学校）
申込期限	2024 年 1 月 19 日（金） 15 時必着
申込方法	・ 現地見学会申込書（別紙2）に必要事項を記入のうえ、記入済のファイルを添付し電子メールで提出すること。なお、当該メールの件名を「 （現地見学会申込書）小学校 PFI 事業 」とすること。 ・ ファイルは Microsoft Word（Word 2007 バージョン以降、拡張子「.docx」）形式とすること。 ※ファイル転送サービスで送信する場合は、使用するシステムの送受信環境及びセキュリティリスクを応募者側で事前に確認すること。
申込先	町田市教育委員会学校教育部 新たな学校づくり推進課 電話番号：042-785-5471 電子メール：mcity6420@city.machida.tokyo.jp
留意事項	現地見学会では質問・意見等は受け付けない。

(3)(2) 募集要項等に関する質問及び意見の受付、回答公表

募集要項等の記載内容に関する質問・意見の受付及び回答の公表を次のとおり行う。

1) 募集要項等に関する質問・意見の受付方法

受付期間	第1回：2024 年 6-1 月 14 22 日（ 金 月）から 2024 年 6-1 月 21 29 日（ 金 月）17 時まで 第2回：2024 年 2 月 13 日（火）から 2024 年 2 月 19 日（月）17 時まで
受付方法	・ 募集要項等に関する質問及び意見書（別紙 2-3 ）に質問・意見の内容を簡潔にまとめ、記入済のファイルを添付し電子メールで提出すること。

	・ファイルはMicrosoft Excel（Excel 2007 バージョン以降、拡張子「.xlsx」）形式とすること。 ・電子メールの件名には「【参加者名】質問・意見書」と記載すること。 ・質問書等の受領確認のため、提出した旨を必ず電話で連絡すること。 ※ファイル転送サービスで送信する場合は、使用するシステムの送受信環境及びセキュリティリスクを応募者側で事前に確認すること。
受付先	町田市教育委員会学校教育部 新たな学校づくり推進課 電話番号：042-785-5471 電子メール：mcity6420@city.machida.tokyo.jp

2) 募集要項等に関する質問・意見回答の公表

募集要項等に関する質問・意見及びそれに対する回答は、市のホームページにて公表する。

(4)(3) 募集要項等の変更

募集要項等の公表後における事業者等からの質問等を踏まえ、募集要項の内容の見直し及び変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合は、速やかに、その内容を市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(5)(4) 参加表明書、参加資格確認書類の提出

本事業に応募する者は、その代表企業が参加表明に係る必要書類を提出すること。なお、資格審査の通知につき、市は、参加資格に係る審査を行い、受付後 10 日間を目途に審査結果を応募者に通知する。

受付期間	募集要項等に関する質問及び意見に対する第2回目の回答公表後から2024年7月5日（金）17時まで（必着）
受付方法	「別添書類3 様式集」を参照し、「第7 2. 書類提出先・問合せ先」に対し、以下のとおり提出すること。 ①紙媒体 ・持参又は郵送（簡易書留）にて提出すること。 ②電子媒体 ・記入済のファイルを添付し電子メールで提出すること。 ・電子メールの件名には「【参加者名】参加表明書等」と記載すること。 ・参加表明書等の受領確認のため、提出した旨を必ず電話で連絡すること。 ※ファイル転送サービスで送信する場合は、使用するシステムの送受信環境及びセキュリティリスクを応募者側で事前に確認すること。
受付先	町田市教育委員会学校教育部 新たな学校づくり推進課 電話番号：042-785-5471 電子メール：mcity6420@city.machida.tokyo.jp

(6) 対話の実施

資格審査通過者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する理解を深め、市の意図と提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、対面方式による対話の場を設ける。なお、参加表明書の受付と同時に対話の申し込みも受け付けること

とする。

1)対話の受付方法

開催日時	対話の申込書を提出した資格審査通過者に個別に通知する。 ※3月26日(火)～3月29日(金)を想定
申込期限	2024年3月11日(月)17時まで(必着)
申込方法	・対話申込書(別紙4)に必要事項を記入のうえ、記入済のファイルを添付し「第7 2.書類提出先・問合せ先」に電子メールで提出すること。 ・電子メールの件名には「【参加者名】対話申込書」と記載すること。 ・申込書の受領確認のため、提出した旨を必ず電話で連絡すること。 ※ファイル転送サービスで送信する場合は、使用するシステムの送受信環境及びセキュリティリスクを応募者側で事前に確認すること。
申込先	町田市教育委員会学校教育部 新たな学校づくり推進課 電話番号：042-785-5471 電子メール：mcity6420@city.machida.tokyo.jp

2)対話における質問・意見回答の公表

対話における参加資格審査通過者からの質問・意見に対する回答は、資格審査通過者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。

(7)(5) 事業提案書の提出

資格審査通過者は、その代表企業が事業提案書を次のとおり提出すること。

受付期間	2024年7月4日(月)から2024年8月5日(金)17時まで(必着)
受付方法	「別添書類3 様式集」を参照し、「第7 2.書類提出先・問合せ先」に対し、以下のとおり提出すること。 ①紙媒体 ・持参又は郵送(簡易書留)にて提出すること。 ②電子媒体 ・記入済のファイルを添付し電子メールで提出すること。 ・電子メールの件名には「【参加者名】事業提案書」と記載すること。 ・事業提案書の受領確認のため、提出した旨を必ず電話で連絡すること。 ※ファイル転送サービスで送信する場合は、使用するシステムの送受信環境及びセキュリティリスクを応募者側で事前に確認すること。
受付先	町田市教育委員会学校教育部 新たな学校づくり推進課 電話番号：042-785-5471 電子メール：mcity6420@city.machida.tokyo.jp

4. 応募に当たっての注意事項

- ① 応募に要するすべての費用は、応募者の負担とする。
- ② 事業提案書の提出は、1事業者につき1案とする。
- ③ 事業提案書の提出後は、事業提案書に記載された内容の変更を認めない。

- ④ 提出された書類は返却しない。
- ⑤ 提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。
- ⑥ 事業者から提出された事業提案書の著作権は事業者に属するものとする。
- ⑦ 市は、本事業の公表時その他市が必要と認める場合、事業提案書の全部又は一部を無償で利用することができるものとする。また、事業者から提出される事業提案書その他の書類は、町田市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる。
- ⑧ 本事業及び本事業への応募で使用する言語は日本語とし、単位通貨は円とする。

第5 事業提案書の審査等に関する事項

1. 事業提案書の審査

事業提案書が提出された後、選定委員会は、「別添書類2 事業者選定基準」に従い事業提案書の審査及び評価を行う。詳細は「別添書類2 事業者選定基準」を参照すること。

2. 優先交渉権者及び次点候補者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点候補者を決定し、各応募者に通知する。

3. 審査結果及び評価の公表

審査結果及び評価は、町田市ホームページにおいて公表する。

第6 契約等に関する事項

1. 基本協定の締結

市と優先交渉権者の構成企業及び協力企業は、協議を行い、協議が整った場合には、「別添書類5 基本協定書（案）」に基づき、基本協定を締結する。

市と優先交渉権者の協議が整わず、市が基本協定の締結に至らないと判断した場合又は優先交渉権者が失格になった場合は、次点候補者と基本協定の締結に向けた協議を行う。

2. S P Cの設立等に関する要件

- ① 優先交渉権者の構成企業は、仮契約締結前までに、本事業を実施する S P Cを町田市内に設立すること。なお、本施設内に置くことは不可とする。
- ② S P Cは、会社法に定める非公開会社（株式会社のうち公開会社（その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社）でないもの）であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社とする。
- ③ 優先交渉権者の構成企業は、S P Cの株主総会における全議決権を保有すること。また、代表企業は出資者の中で最大出資比率とすること。
- ④ S P Cの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで S P Cの株式を保有することとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

3. 事業契約の締結

- ① 市は、基本協定締結後、「別添書類4 事業契約書（案）」に基づき、事業者と本事業の契約に関する協議を行い、仮契約を締結する。その後、事業契約締結に係る議案が町田市議会で議決されたときに、事業契約の本契約となるものとする。なお、当該議案は、令和6年（2024年）第3+1回町田市議会定例会に上程する予定である。
- ② 市は、本再公募における「第4 1（3）提案上限額」に則した債務負担行為の変更設定について、令和6年（2024年）第3+1回町田市議会定例会において上程する予定である。当該議案が可決されない場合には、市は上記①に係る議案の上程は行わない。
- ③ 市と S P Cとの間で事業契約の締結に至らなかった場合の処理については、「別添5 基本協定書（案）」を参照すること。

4. 契約保証金

S P Cは、本契約締結と同時に契約保証金の納付又は履行保証保険への加入をしなければならない。詳細は、「別添書類 4 事業契約書（案）」を参照すること。

5. 事業契約書作成費用

事業契約書の検討に係る S P C側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、すべて事業者の負担とする。

第7 その他

1. 金融機関と本市の協議（直接協定）

市は本事業の安定的な継続を図るために、一定の重要事項について、必要に応じて事業者
に資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することがある。

2. 書類提出先・問合せ先

町田市教育委員会学校教育部 新たな学校づくり推進課
・住所：〒194-0022 東京都町田市森野二丁目2番22号
・電話番号：042-785-5471
・E-mail：mcity6420@city.machida.tokyo.jp
・町田市ホームページ：<https://www.city.machida.tokyo.jp/>

別紙1 閲覧資料貸出申込書

様式1-1 閲覧資料貸出における守秘義務の遵守に関する誓約書

様式1-2 情報の消去及び廃棄に関する確認書

~~別紙2~~ ~~現地見学会申込書~~

別紙 ~~2-3~~ 募集要項等に関する質問及び意見書

~~別紙4~~ ~~対話申込書~~